

2018年7月9日

各位

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ

代表取締役社長 味岡 桂三

株式会社きらぼし銀行

取締役頭取 渡邊 壽信

元行員による不祥事件の発生について

この度、弊行におきまして下記の不祥事件が発生いたしました。社会的、公共的に大きな役割を担い、信用を第一とする金融機関において、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、日頃から弊行を信頼し、お取引いただいているお客さま、株主の皆さまならびに地域の方々
に心よりお詫び申し上げます。

弊行では、今回の事件を厳粛に受け止め、引き続き、関係機関と連携し、お客さまとの取引関係の確認等も含めた詳細な調査を行ってまいります。その上で、かかる事態を招いた原因を特定し、それらを踏まえた再発防止策を策定することで、お客さまが弊行と安心してお取引いただけるように、お客さまの信頼回復に向けて全行を挙げて取り組んでまいります。

当社グループは、法令遵守を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、職員に対しても、これまでコンプライアンス研修の実施や役席者による部下の管理・教育等を行うなどして、法令遵守態勢の確立に取り組んでおりましたが、未然防止策が機能せず、このような事件が発生し、深く反省すべきことと認識しております。

今回の事件を厳粛に受けとめ、再びこのような不祥事件がおきることの無いよう、内部管理態勢の一層の充実・強化に全力を挙げて取り組んでまいります。

記

1. 事件の概要

事故者	一般行員、男性、36歳、元石神井支店勤務
事故発生店舗	上石神井支店、石神井支店
発覚の経緯	2018年7月2日に上石神井支店のお客さまから定期預金解約の申出を受け、行内で調査を開始したところ、これに該当する定期預金が存在しないことが2018年7月4日に判明しました。なお、事故者は現在、失踪しております。
事件の内容 (現時点で判明している事実)	事故者は、上石神井支店とお取引がある法人のお客さま1社、当該法人に係る個人のお客さま2名、また、石神井支店とお取引がある法人のお客さま1社および個人のお客さま2名から、定期預金作成等の目的で受領した普通預金の払戻請求書等により現金を払い出し、当該のお客さまには、偽造された定期預金証書を交付して、現金を着服した可能性がございます。 現在も事実関係の調査を継続しておりますが、これまでに判明している偽造された定期預金証書の金額は約375百万円となります。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまに対して、現時点で判明している事実関係を説明のうえ、深くお詫びいたしました。また、今後とも被害に遭われたお客さまに対しては、真摯に対応してまいります。

3. 関係機関への報告

事件発覚後、すみやかに監督官庁へ報告を行っております。また、警察にも相談しております。

4. 人事処分

事故者につきましては、2018年7月8日付で懲戒解雇処分といたしました。また、関係者につきましては、責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行います。

以上

【本件に関する報道機関の皆さまからのお問い合わせ先】

きらぼし銀行 経営企画部 TEL 03-3352-2295
TEL 03-6447-5799

元行員による不祥事件の発生について

1. どのような行員が事件を起こしたのか。

きらぼし銀行石神井支店に在籍していた36歳の男性行員です。なお、石神井支店の所属ですが、同支店のほか、上石神井支店のお客さまも担当しておりました。なお、この元行員は、現在失踪中です。

2. 元行員が起こした事件というのはどのような内容か。

元行員は上石神井支店の法人のお客さま1社、当該法人に係る個人のお客さま2名、また、石神井支店の法人のお客さま1社および個人のお客さま2名から定期預金を作成する目的等でお預かりした普通預金の払戻請求書等により現金を払い出し、これを着用した疑いです。当該のお客さまには、偽造した定期預金証書が交付されておりました。

3. なぜ、このような不祥事件が起こったのか。

現在、原因については調査中ですが、元行員の問題行動に対する牽制等未然防止策が十分に機能せずこのような事件が発生し、深く反省しております。

4. 被害額はいくらか。事件を起こした行員は他に事件を起こしていないのか。

これまでに判明している被害額は約 375 百万円となります。なお、余罪については現在調査中です。

5. 被害に遭ったお金は返ってくるのか。

被害に遭われたお客さまに対して、現時点で判明している事実関係を説明の上で、お詫びしました。被害に遭われたお客さまに対しては、警察等の捜査の状況を踏まえ、今後とも真摯に対応してまいります。

6. 私の預金は大丈夫なのか。私の預金についても調べて下さい。

ご不安な場合は、お取引のある営業店にお問い合わせください。職員が確認の手続きをさせていただきます。

以 上